

足寄町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】
第2次エコチャレンジプラン

2024（令和6）年3月
足 寄 町

■目次

1. はじめに	4
2. 背景	5
(1) 気候変動の影響	5
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	5
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	6
3. 基本的事項	9
(1) 目的	9
(2) 対象とする範囲	9
(3) 対象とする温室効果ガス	10
(4) 計画期間	11
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	11
4. 前計画の成果と評価	12
5. 温室効果ガスの排出状況	13
(1) 足寄町全体からの温室効果ガス排出量	13
(2) 主な施設の排出量	14
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	15
6. 温室効果ガスの排出削減目標	19
(1) 目標設定の考え方	19
(2) 対策検討の基本方針	20
(3) 公共施設全体の削減目標	20
7. 目標達成に向けた取組	21
(1) 取組の基本方針	21
(2) 具体的な取組内容	21
(3) 主要施設等の主な対策	23
8. 進捗管理体制と進捗状況の公表	27
(1) 推進体制	27
(2) 点検・評価・見直し体制	28
(3) 進捗状況の公表	29

1. はじめに

このたび、2030年度までの足寄町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）『第2次足寄町エコチャレンジプラン』」を策定いたしました。

世界に目を向けると、豪雨や干ばつ、大規模な山火事の発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、足寄町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、気温の大幅上昇による熱中症リスクの増大など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、北海道においても、2015年のパリ協定採択、2020年3月の「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことの表明等、道内外の動きを踏まえ、2023年、「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）[改定版]）」が策定されたところです。

足寄町においては、2012年に足寄町地域新エネルギービジョン、2010年に足寄町バイオマスタウン構想、2017年に足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）『第1次エコチャレンジプラン』を策定し、町内に豊富に存在するバイオマス資源を活用したエネルギー利用を推進するなど温暖化対策を進めてきました。また、国内外の情勢を踏まえ、2021年9月に町長が2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据え、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2024（令和6）年3月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）

は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国

（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに「国が決定する貢献」を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の

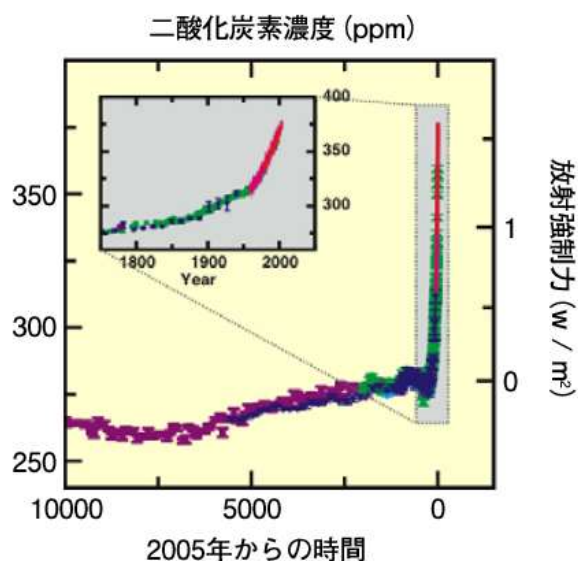


図 2-1 二酸化炭素の大気中濃度の変化
(過去 10000 年)



(全国地球温暖化防止活動推進センター)

実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

JCCCA

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化

第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report Climate Change 1995	1995年	「影響が地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」

図 2-3 IPCC 報告書の表現の変化

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

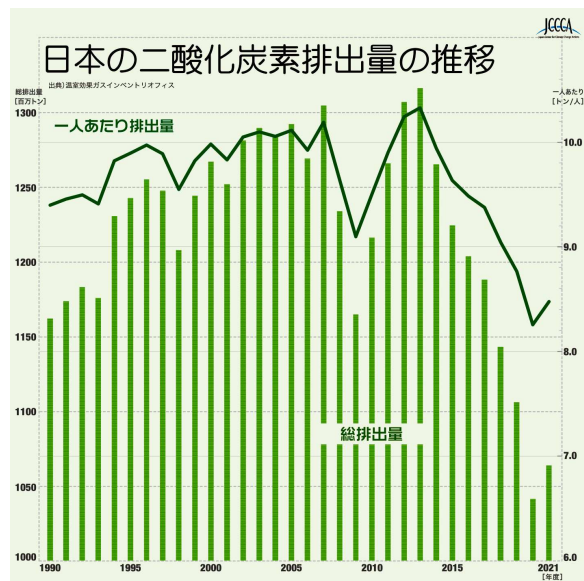


図 2-4 日本のCO₂排出量の推移

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電力の調達と更新、改修時のZEB^{※1}化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 2-1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

¹ ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2020 年 10 月末時点で 166 自治体、2023 年 9 月末時点においては 991 自治体と加速度的に増加してきました。なお、都道府県では茨城県のみが未表明ですが、市区町村の表明状況を考慮すると、我が国のほぼ全人口がカバーされるまでに至っています。

3. 基本的事項

(1) 目的

足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、足寄町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化、再生可能エネルギーの導入などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

(2) 対象とする範囲

足寄町事務事業編の対象範囲は、足寄町の全ての事務・事業とします。

対象とする事業には、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる施設や車両のほか、指定管理による施設も対象となります。

また、自動車を除き、排出量の算定対象とする施設は表 3-1 のとおりです。

表 3-1 対象施設一覧

施設名	部局	課室	施設大分類	施設中分類
役場庁舎	総務課	総務室	行政系施設	庁舎
あしよろ銀河ホール 2 1	総務課	契約財産室	スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設
多目的観光施設	総務課	契約財産室	スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設
上利別荘集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
上大嘗地集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
上芽登集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
上螺湾集会所	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
上足寄集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
下愛冠コミュニティセンター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
中島コミュニティセンター（旧中央児童館）	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
中足寄集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
南区コミュニティセンター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
喜登牛集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
大嘗地集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
平和生活改善センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
柏倉集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
白糸集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
相和生活改善センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
稲牛集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
緑栄コミュニティセンター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
芽登集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
茂喜登牛集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
茂足寄集落センター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
西町コミュニティセンター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
郊南コミュニティセンター	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
藍府集会所	総務課	契約財産室	市民文化系施設	集会施設
働くものの憩いの家	総務課	契約財産室	保健・福祉施設	福祉施設
北区母と子の家	総務課	契約財産室	保健・福祉施設	福祉施設
旭町母と子の家	総務課	契約財産室	保健・福祉施設	福祉施設
旧法務局（社会福祉協議会事務所）	総務課	契約財産室	その他施設	その他施設
旧足寄西中学校（とちかべレレット協同組合）	総務課	契約財産室	その他施設	その他施設
移住体験住宅	総務課	企画財産室	その他施設	その他施設
銀河クリーンセンター（リサイクルプラザ）	住民課	住民室	供給処理施設	廃棄物処理施設
足寄火葬場	住民課	住民室	その他施設	火葬場・斎場・墓地
公衆便所	住民課	住民室	その他施設	その他施設
足寄町営温泉浴場施設（銀河の湯）	住民課	住民室	その他施設	その他施設
足寄橋公園ポンプ場	建設課	上下水道室	供給処理施設	水道施設
浄水場	建設課	上下水道室	供給処理施設	水道施設
下水終末処理場	建設課	上下水道室	供給処理施設	下水道施設
公園	建設課	建設室	公園	公園
作業員詰所	建設課	建設室	その他施設	その他施設
公衆用街路灯	建設課	建設室	施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等

表 3-1 対象施設一覧（続き）

施設名	部局	課室	施設大分類	施設中分類
上利別車庫	建設課	車両室	その他施設	その他施設
芽登車庫	建設課	車両室	その他施設	その他施設
螺湾車庫	建設課	車両室	その他施設	その他施設
車両センター	建設課	車両室	その他施設	その他施設
大誉地小学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	小学校
芽登小学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	小学校
螺湾小学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	小学校
足寄小学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	小学校
足寄小学校体育館	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	小学校
足寄中学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	中学校
足寄町学校給食センター	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	その他教育施設
旧上利別中学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	その他教育施設
旧上足寄小学校	教育委員会	教育総務室	学校教育系施設	その他教育施設
生涯学習館（旧東小）	教育委員会	生涯学習室	市民文化系施設	文化施設
町民センター	教育委員会	生涯学習室	市民文化系施設	文化施設
足寄動物化石博物館	教育委員会	生涯学習室	社会教育系施設	博物館等
郷土資料館（旧中足寄小体育館）	教育委員会	生涯学習室	社会教育系施設	博物館等
上利別健康増進センター（室内ゲートボール場）	教育委員会	生涯学習室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
足寄町温水プール	教育委員会	生涯学習室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
足寄町総合体育館	教育委員会	生涯学習室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
里見が丘公園	教育委員会	生涯学習室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
あしよ子どもセンター	福祉課	子どもセンター	子育て支援施設	保育所
足寄町児童館（あしよべる）	福祉課	子どもセンター	子育て支援施設	幼児・児童施設
足寄町立特別養護老人ホーム	福祉課	特別養護老人ホーム	保健・福祉施設	保健施設
足寄町デイサービスセンター	総務課	契約財産室	保健・福祉施設	保健施設
障害者地域生活支援拠点施設	福祉課	保健福祉室	保健・福祉施設	福祉施設
上足寄老人健康増進センター（室内ゲートボール場）	福祉課	総合支援相談室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
芽登健康増進センター（室内ゲートボール場）	福祉課	総合支援相談室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
螺湾老人健康増進センター（室内ゲートボール場）	福祉課	総合支援相談室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
屋内ゲートボール競技場	福祉課	総合支援相談室	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
上利別寿の家	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
大誉地寿の家	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
旭町ふれあいプラザ（旧東小）	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
老人憩の家	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
芽登寿の家	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
螺湾寿の家	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
足寄町地域ささえあいセンター	福祉課	総合支援相談室	保健・福祉施設	福祉施設
螺湾地区農作業管理休憩施設	経済課	農業振興室	産業系施設	農業施設
足寄町農業農村活性化施設（らわん蒔の里）	経済課	農業振興室	産業系施設	農業施設
足寄町新規就農研修センター	経済課	農業振興室	産業系施設	農業施設
紅葉橋地区多目的集会施設（レイクサイド241）	経済課	農業振興室	その他施設	その他施設
足寄町畜産物処理加工施設（チーズ工場）	経済課	農業振興室	産業系施設	農業施設
オンネトー国設野営場管理棟	経済課	商工観光振興室	スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設
オンネトー野営場休憩舎	経済課	商工観光振興室	スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設
雌阿寒温泉駐車場トイレ	経済課	商工観光振興室	スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設
雌阿寒温泉ガス対策設備	経済課	商工観光振興室	スポーツ・レクリエーション系施設	保養施設
銀河の湯天然ガスソージェネレーション	経済課	商工観光振興室	産業系施設	農業施設
足寄町国民健康保健病院（国保病院）	国保病院	国保病院	医療施設	医療施設
足寄町消防総合庁舎	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第2分団詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第3分団詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第4分団詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第5分団1部詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第5分団2部詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設
足寄消防団第5分団3部詰所	消防署	消防課	消防施設	消防施設

(3) 対象とする温室効果ガス

足寄町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、三ふっ化窒素（NF₃）を除く主要6種類の内6種類のガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）とします。

この内、排出量の最も多くを占めているのは二酸化炭素（CO₂）です。

(4) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度末までを計画期間とします。

また、2024年度中に区域施策編の策定を予定していること等も考慮し、中間年度となる3年後の2027（令和9）年度に計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始			計画見直し			目標年度	
計画期間			→							

図3-1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、足寄町総合計画に即して策定するとともに、2024年度策定予定の足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図ります。

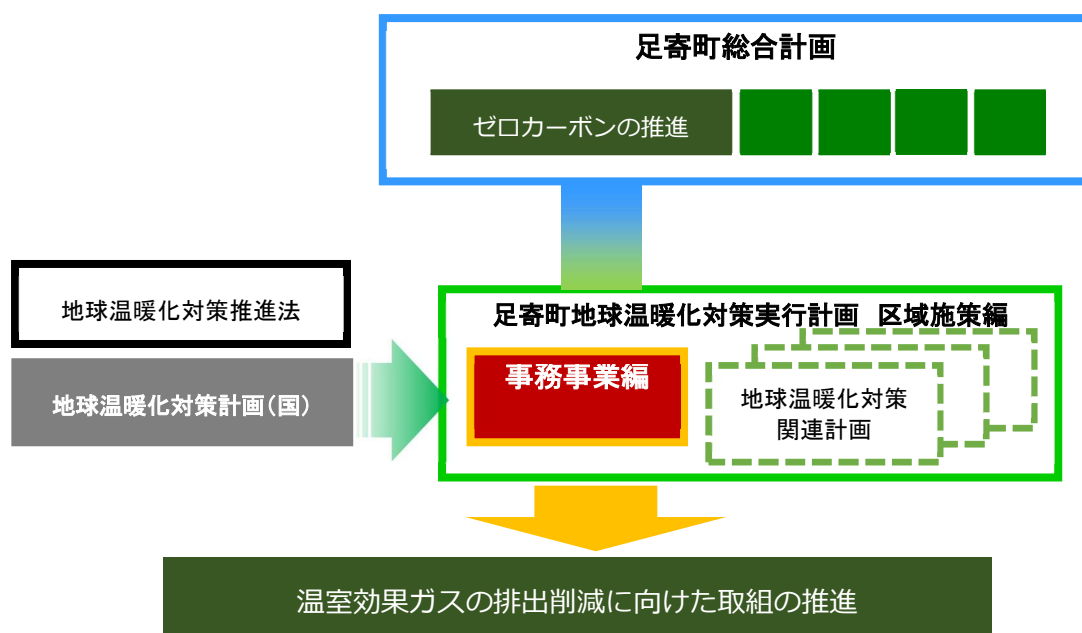


図3-2 足寄町事務事業編の位置付け

事務事業編と関連性がある主な計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略	公共施設等総合管理計画	地域防災計画
再生可能エネルギー導入計画	森林整備計画	強靱化計画

4. 前計画の成果と評価

足寄町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、6,601 トンとなっていました。

従前の足寄町事務事業編（第 1 次足寄町エコチャレンジプラン）では、対象とする温室効果ガスを CO₂のみとし、温室効果ガスの総排出量は、エネルギー起源 CO₂の排出量の総和として算定していました。また、削減目標は基準年比で 5%削減としていました。

第 1 次足寄町エコチャレンジプランの計画期間中の総排出量の推移は、年による多少の増減はありましたが、全体としては漸減傾向を示し、目標年度である 2021 年には 5,517 トンとなり、基準年より 16.4%減少し、目標は達成されています。

しかしながら、2050 年までにゼロカーボン達成する目標の実現は、これまでの取組の単なる延長では難しいとされていることから、従前の計画よりも強力に推進することが求められています。

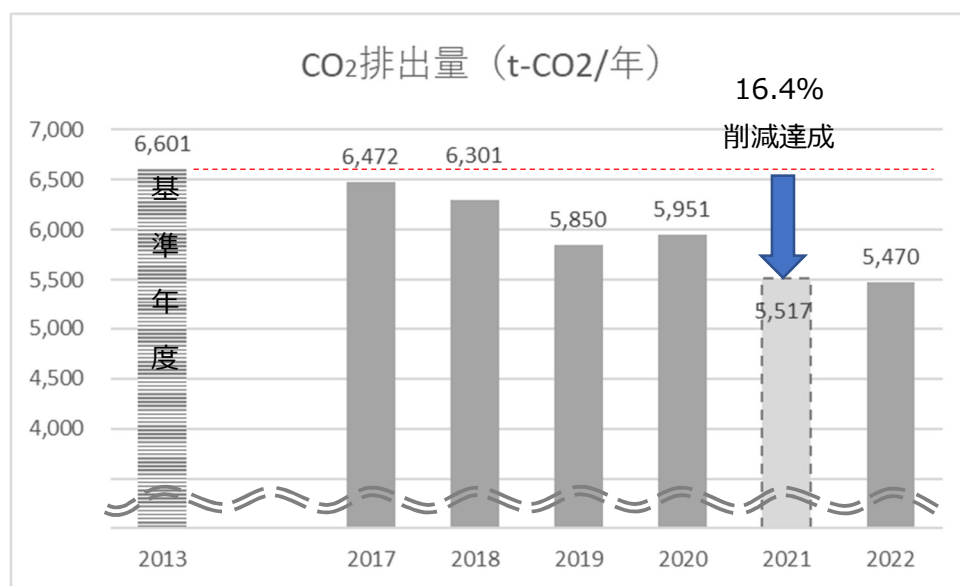


図 4-1 足寄町の事務・事業に伴う CO₂ 排出量の推移

5. 温室効果ガスの排出状況

(1) 足寄町全体からの温室効果ガス排出量

足寄町全体からの温室効果ガスの排出量は、2021年度の推計で年間6万トン余りとなっています。この内、町の事務事業からの排出量は5,517トンであり、町全体の約1割を占めています。

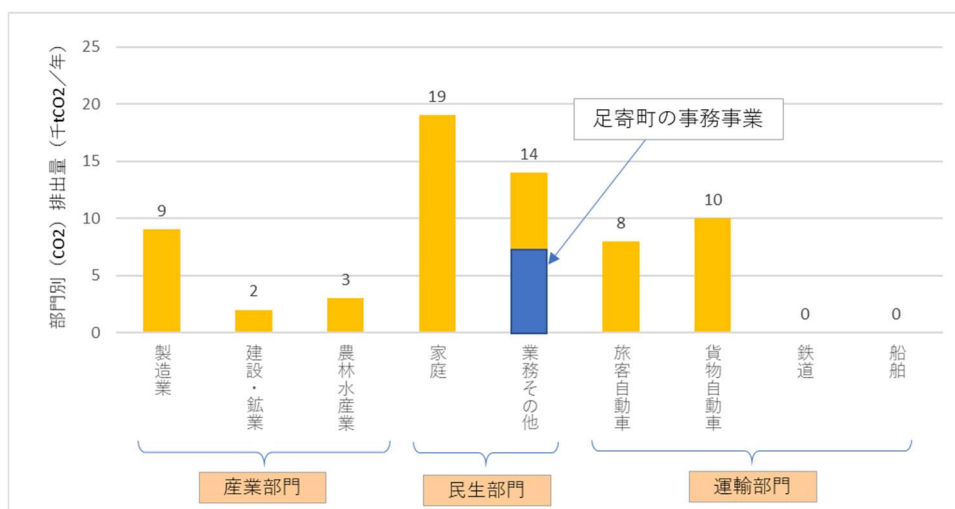


図 5-1 部門別排出量に占める足寄町の事務事業（2021年度）

ここで、施設分類別にみると、最も大きいのはスポーツ施設で全体の19%を占め、次いで医療施設17%、自動車8%、小学校・中学校が共に7%などとなっています。

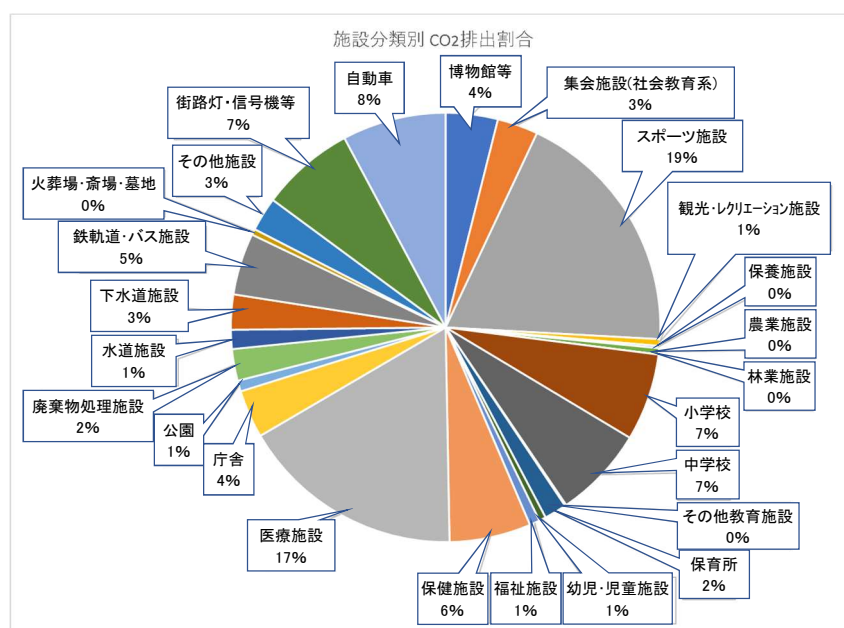


図 5-2 施設分類別の CO₂ 排出量の割合（2022年度）

また、エネルギーの種類別では、電気が全体の53%を占め、次いでA重油26%、灯油12%、軽油6%となっています。これをみると、電気が半分以上を占めていること、また石油類の中では、A重油の割合が半分以上を占めていることが分かります。

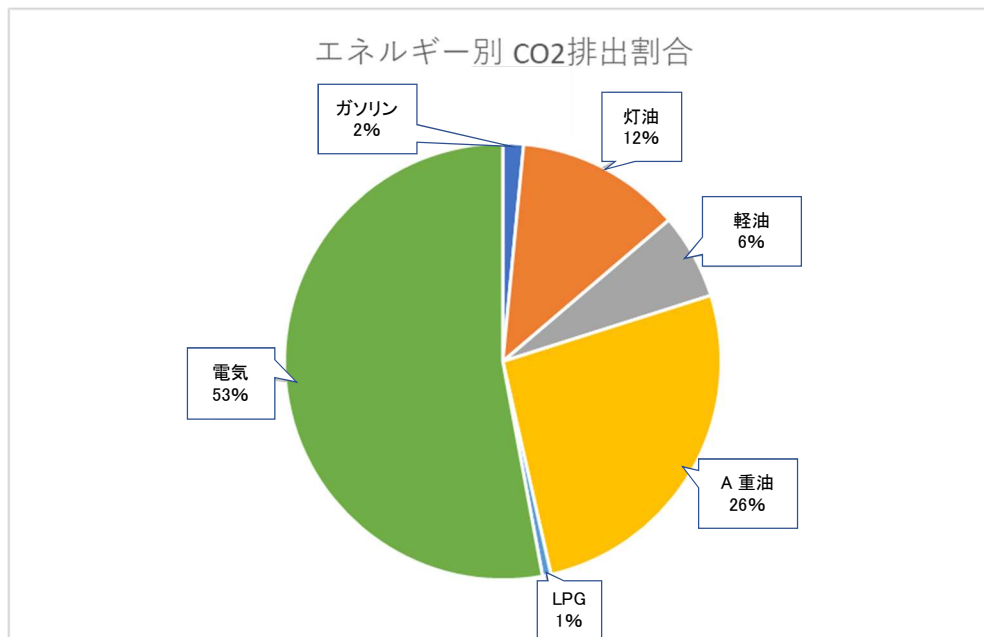


図 5-3 エネルギー種別の CO₂ 排出量の割合 (2022 年度)

(2) 主な施設の排出量

事務事業編の対象となる施設等は、基本的に1施設1件として扱いますが、エネルギー消費量等を管理する事務処理上、電力契約が複数に分かれている場合に、それぞれを別個に扱っている事例や、公衆街路灯のように単体でのエネルギー消費量が不明確で多数設置されている場合に、1つの施設として扱っているものもあります。また、自動車は原則的に1台1件として取り扱います。

このような前提の上で、施設単位で排出量の多いものから順に序列化すると次頁のグラフ(図 5-4)のようになります。本町の事務事業から排出される温室効果ガスの量は、エネルギーの使用に伴って発生するものがほとんどなので、エネルギーの消費量と密接な相関関係があります。

最も多いのは国保病院で、年間約900トンを排出しています。次いで、温水プール、足寄中学校・給食センターなどとなっており、上位15の施設からの排出量の合計は4,320トンで、町の公共施設全体の排出量(5,470トン)の約79%を占めています。さらに上位40位までの施設等からの排出量を合わせると、全ての公共施設等からの排出量の92%を占めます。

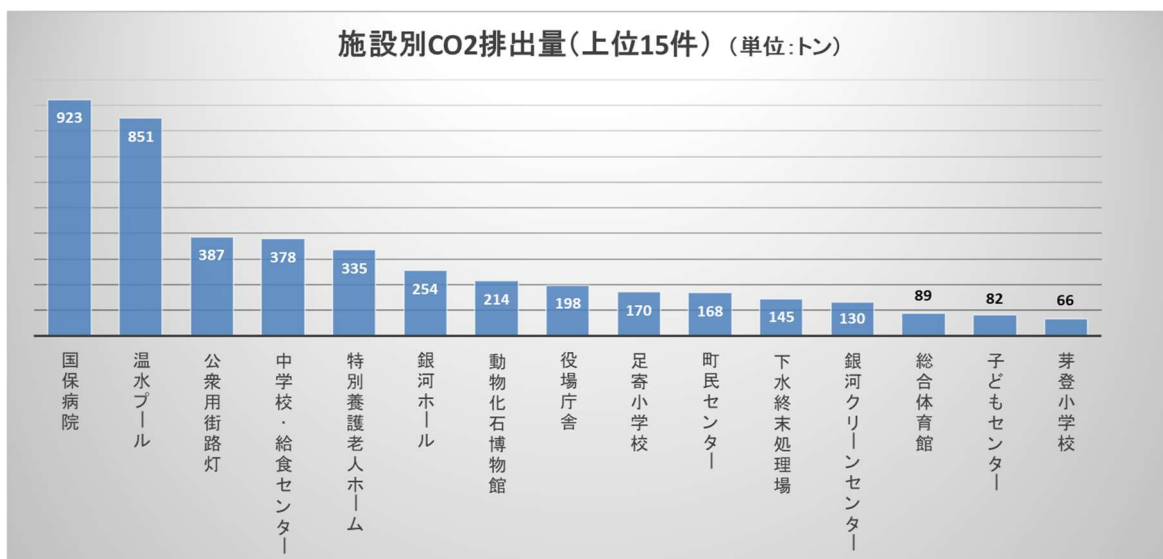


図 5-4 主な施設等からのCO₂排出量

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

足寄町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、エネルギー及び施設の種類別に整理します。

1) エネルギー種類別の課題

① 電気

○電気の使用状況の把握

電気は様々な電気設備や家電製品のエネルギーとして利用されており、その設備や器具の利用目的や利用時間、利用量が施設等によって大きく異なることから、個別に特性を把握し、対策を検討する必要があります。

ハード面では、対象機器類のより高効率な物への置き換えや、使用環境の改善などから、またソフト面では、運用方法の改善などによる効果をシミュレーションし、効率的かつ効果的なものから優先的に取り組む計画を立てます。

○CO₂排出量の少ない電気の選択

電気は需要地で使用されるときにはCO₂を排出しませんが、発電の際に化石燃料を使用する場合は、その量に応じてCO₂が排出されます。再生可能エネルギーや原子力によって得られる電気はCO₂を排出しません。また、同じ量の電気を使っても、使う電気によって温室効果ガスの排出量は異なるため、脱炭素化を進める上では、CO₂排出量の少ない電気を選ぶことも検討する必要があります。

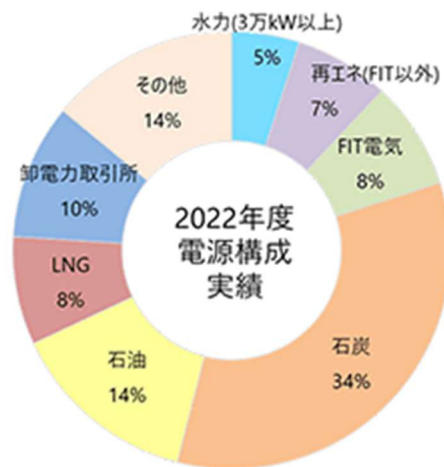


図 5-5 北海道電力の電源構成（2022 年度）
（北海道電力ホームページ）

○大規模集中型電源から小規模分散型電源への移行

我が国の電力需給システムは、従来は、火力や原子力等による大型発電所で発電した電気を、供給エリア内の隅々まで送り届ける一方通行型の形態となっていました。近年は太陽光発電の普及などにより、末端領域で小規模の発電が行われる量が増え、双方向型の形態が普及しつつあります。

電気は基本的に貯めることが難しく、利用形態の特徴として、発電所で発電すると同時に需要地の設備等によって利用する“同時同量”が基本となります。これは、燃料の一般的な特長である長期間、大量に貯蔵したり、容器に入れて移動させることができる点との大きな違いです。

従って、いかに需給バランスを適正に保ちながら自立分散型の電力システムを導入するかといった点も課題となります。

② 熱

本町のような寒冷地では、温暖な地域に比べて熱の需要が大きくなります。暖房器具や給湯機の多くは、石油類を燃料としていることから、その燃焼によって排出される CO₂ の割合が大きいことが特徴として挙げられます。このような民生用熱需要に伴う温室効果ガス発生量の削減が最大の課題です。

暖房や給湯で必要な温度は数十度から 100℃未満の温度帯であり、熱利用の中では低い領域です。このような低い温度領域の熱需要は、石油以外の資源から調達することが比較的容易であり、本町に豊富に存在するバイオマス燃料や地熱や太陽熱等の自然エネルギーへの転換が有望な対策となりますので、その具体化も課題となります。

③ 燃料

石油やLPガスなどの燃料は、高温の熱を産み出したり、エンジンなどの内燃機関によって力学的な仕事をさせる上で、現在、最も安価で使いやすく効率的であることから、産業分野においても燃料として広く使われており、代替燃料が市場において競争力を持つまでは今後も当分の間、重要なエネルギー源として利用され続けると予想されます。

しかしながら、これらの化石燃料は貴重な枯渇性資源でもあることから、浪費を避け温存することが求められています。

従って、化石燃料の利用は、それ以外では置き換えることが困難な用途に優先的、あるいは限定的に利用する“ノーブル・ユース (noble use of oil)”に特化させることを目指すとともに、民生用熱需要に供する燃料利用は再生可能エネルギーへの転換を図ることが課題となります。

2) 施設の種類別の課題

① 公共施設全般

公共施設に共通する課題として、総じて暖房用の熱需要が大きく、石油ボイラを熱源としている施設では冬期の排出量が多いことから、脱炭素化を図る上で、再生可能エネルギーへの転換が求められています。また電気による暖房システムを採用している施設についてもより効率的な設備への更新や運用の改善が求められています。

特にスポーツ施設や町民センターなど、多くの方が利用する大規模施設からのCO₂排出量が多いことが目立ちます。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取組が必要です。

また、防災拠点施設などを中心に、BCP^{*}対策も課題となっています。

※BCP (Business Continuity Plan ; 事業継続計画) : 事業者が自然災害や大規模火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画。

② 学校

小・中学校ともに同程度のCO₂を排出していますが、その内訳は大きく異なります。

小学校は暖房が灯油ヒーター主体のため、灯油由来のCO₂が多く、中学校はオール電化仕様のため電気由来のCO₂が多いことが特徴です。

近年、夏の気温が高くなる傾向があることから、熱中症対策などのため今後も電気の需要増が続くと予想されます。電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取組が必要です。

③ 公用車

本町は面積が大きいことから、特に毎日運行するスクールバスや除雪作業も行う工事系車両の走行による CO₂ 発生量が多いことが特徴です。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

6. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、足寄町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

国が掲げる 2030 年度における温室効果ガス排出削減量の目標では、地方公共団体の事務・事業が該当する「業務その他部門」について 2013 年度比 -51%としており、足寄町もこれに準ずることとします。

足寄町の削減目標は、2030 年度に、基準となる 2013 年度に対して 51%削減することとします。2013 年度における公共施設等全体からの温室効果ガスの排出量は 6,601 トンでしたので、これを 51%削減した目標値は 3,234 トンとなり、基準年度よりも 3,367 トン削減することになります。

表 6-1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量	6,601t-CO ₂	3,234t-CO ₂
削減率 (量)	-	51% (3,367t-CO ₂)

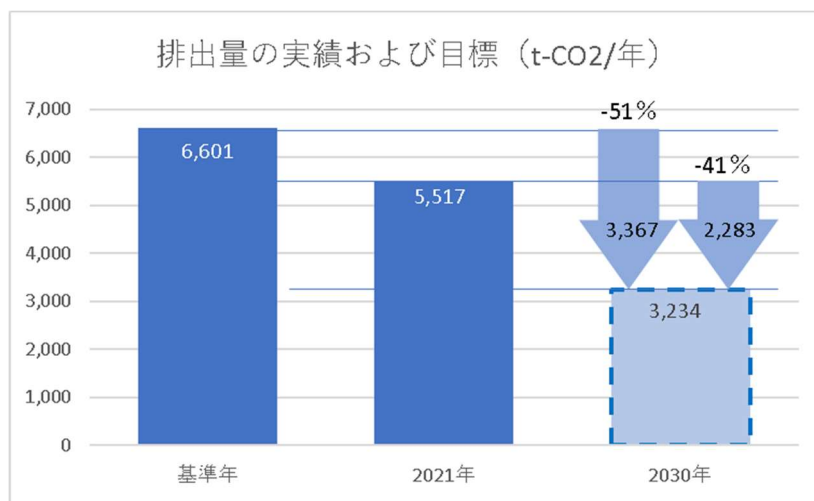


図 6-1 温室効果ガスの削減実績と目標

ここで、現状となる 2021 年度における町公共施設からの排出量は 5,517 トンでしたので、これと 2030 年度における目標排出量との差は 2,283 トンとなり、全体としては現状との比較で約 41% (41.38%) 削減すればよいこととなります (図 6-1)。

また CO₂ 削減の目標達成は決して容易ではありませんが、2050 年のカーボンニュートラルを達成するためには、2030 年以降に対策を先送りすることなく、現在できる最

大限の取組を図っていく必要があります。

(2) 対策検討の基本方針

本町の事務事業に伴って排出している温室効果ガスの多くの部分は、比較的規模の大きい施設からの排出量で占められており、排出量の多い上位 15 位までの施設からの排出量の合計が、町の事務事業全体からの排出量合計値のおよそ 8 割を占めています(5.(2)参照)。したがって、温暖化対策を検討するにあたっては、これらの主要施設に関する対策を優先して取り組む計画とすることが、早期に大きな効果を上げるためには有効であることが分かります。

しかしながら、これらの対策はハード整備が中心となり、大きな予算措置を伴うことが多いことから計画的に取り組むことが必要です。

そこで、CO₂ 排出削減の対策を検討する際の基本方針は、これらの主要な施設における削減対策を軸にシナリオを描くこととします。

(3) 公共施設全体の削減目標

6.(1)で述べたとおり、目標年度である 2030 年度における本町の公共施設全体からの排出量は現在の 5,517 トンから 2,283 トン(約 41%)削減して 3,234 トンとします。

全ての公共施設の内、主要な 15 の施設等からの排出量が、全施設からの排出量のおよそ 8 割を占めていることから、これらの施設からの排出削減に重点的に取り組むこととします。

7. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

ゼロカーボン達成に向けた本町の取組の基本方針は、次のとおりとします。

本町の事務事業におけるCO₂排出はエネルギーの消費に起因するものが大半であることから、エネルギーの脱炭素化を中心に対策を検討します。

エネルギーの脱炭素化は、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入が柱となりますが、再生可能エネルギーの導入に関しては、化石燃料への依存から、太陽光など豊富に存在する自然エネルギーに転換するとともに、バイオマス資源のエネルギー利用も推進します。

バイオマス資源の活用に関しては、基幹産業である農林業の形態と深く関わることから、これらの関連産業の振興との両立を図る具体的な取組を検討することが必要です。

省エネルギーにかかる取組として、施設の運用方法の改善やエネルギー損失の少ない建物への改修などより、エネルギー消費量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

足寄町においては「省エネルギー対策の徹底」、「LED照明の導入」、「太陽光発電の最大限の導入」、「電気自動車の導入」、「再生可能エネルギーの導入」を重点的な取組として位置付けます。

電気に関しては、国の方針や世界的な潮流に追従し、自家利用型太陽光発電の導入を図ります。これとあわせて、蓄電設備や電気自動車の導入を進め、化石燃料の削減も図ります。

また、熱に関しては、足寄町の地域特性を考慮し、特にCO₂排出の大きな要因となっている暖房・給湯用熱源ボイラの燃料について脱炭素化を推進するとともに、基幹産業である農林業の振興との両立を図ることも視野に、石油からバイオマスや温泉熱等の再生可能エネルギーへの転換にも重点的に取り組むことが必要です。

○措置の推進方針

1) 省エネルギー対策の徹底

エネルギーの運用方法などソフト面における対策は速やかに実施します。一方、断熱改修工事など高額な費用負担がかかるハード面における対策については、費用対効果等を考慮し、優先順位等を検討した上で計画的に取り組めます。

○ソフト面における対策の方針

- ・ボイラや燃焼機器は、高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の不要な照明は消灯します。

- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- ・照明や OA 機器等は、使用する時のみに利用するようにします。

○ハード面における対策の方針

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・熱損失の大きい施設の暖房効率を高めるため、断熱改修等を進めます。
- ・雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

2) LED 照明の導入

照明器具の LED 化は、1 基当たりの削減量は小さくとも対象となる物件数が多く、公共施設全体としての削減効果は大きくなります。費用対効果も算定しやすいことから最大限の置き換えを計画的に実施します。

3) 太陽光発電の最大限導入

太陽光発電については、建築物の構造や日照条件、改修工事等の見通しなどを総合的に判断し、PPA 等の方法も視野に入れながら、優先順位について検討した上で計画的に取り組むことが必要です。

特に、有望な案件で建築物の構造計算等の専門的な調査が必要な場合は、早期実施に向けて取り組みます。

4) 電動車の導入

自動車の電動化は、世界的かつ急激な流れであり、特に乗用車は今後さらに転換のスピードが増すと予想されます。その一方で、寒冷地に不利な特性であるヒーターの使用による航続距離の低下、充電インフラ整備の遅れなどの課題が解消されるまでにはまだ相応の時間がかかると考えられることから、転換の所期段階においてはプラグイン・ハイブリッド自動車 (PHEV) も選択肢に加えるなど技術やインフラ整備の進展状況を確認しつつ、的確なタイミングで導入を図ります。

5) 太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入

バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーも積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・特別養護老人ホームは移転建替えを機に、足寄町の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した熱源設備を導入します。
- ・暖房用に石油ボイラを使用する公共施設は、計画的に順次バイオマスや温泉熱等の再生可能エネルギーへの転換を図っていきます。

6) 廃棄物の3R+Renewable[※]

特にプラスチックの利用を中心に、廃棄物を発生しない循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促すため、マイボトルやエコバッグ等の利用によるワンウェイプラスチック利用量の削減、生分解プラスチックの利用等を奨励する普及啓発を行います。

※3R+Renewable：従来からの3R、すなわち Reduce（廃棄物の発生を減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再利用する）に加え、“再生可能な素材や資源（紙やバイオマスプラスチック等）に切り替える”Renewable を加えた資源循環の新たな基本原則。

7) その他の取組

○グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。
- ・グリーン購入法の規定に基づき、環境物品等の調達の推進について検討します。
- ・「（仮称）足寄町電力の調達に係る環境配慮方針」の策定などの検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を検討します。

○職員の日常的な取組の推進

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。また温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・全ての職員を対象として意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には、公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

(3) 主要施設等の主な対策

ここでは施設単体で排出量が特に大きい施設等について 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 51%削減するための対策の基本的な方針を次のように掲げます。

① 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、排出要因の多くが暖房用に使われる化石燃料の使用によるものであり、建替え移転を機に、これを可能な限り再生可能エネルギーに転換するとともに、省エネルギー対策も徹底して CO₂ 排出の大幅な削減を目指します。

② 国保病院

国保病院は施設の大規模な改修計画がないことから、当面は省エネルギーの徹底などにより可能な限りの削減を図ります。特に電気については、照明の LED 化に向けて検討します。

中長期的には、熱需要の多くを化石燃料に依存していることから、再生可能エネルギーによる熱源への転換を図ることとします。

③ 温水プール

温水プールからの CO₂ 排出量は、公共施設の中では 2 番目に多くなっています。当面は、省エネルギーに取り組むこととし、可能な限り早い段階で、化石燃料への依存から木質バイオマスや温泉熱等の再生可能エネルギーへの転換など、具体的な検討を進めていくとともに、室内の LED 化を進めます。

④ 足寄中学校・給食センター

中学校および給食センターは、使用しているエネルギーの大半が電力によって供給されていますが、現在の設備の多くが、耐用年数を迎える時期が 2030 年以降になることから、計画期間中には施設の大規模改修や設備更新の予定がありません。そのため、防災対策等も兼ねた小規模な自家利用型の発電設備の導入などにより少しずつ脱炭素化を進めることを検討します。現在、2013 年度に導入した太陽光発電設備が稼働していますが、PPA^{*}などの新たな導入手法も視野に、壁面やガレージ屋根等、従来は想定しなかった場所への導入可能性についても検討します。

また、体育館等については、LED 化を進めます。

※PPA (Power Purchase Agreement ; 電力販売契約) : 太陽光発電の事業者が需要家の施設に設置して直接販売契約を結ぶ方式で、発電設備を第三者が所有する形態の 1 つ。需要家は設備投資の負担をせずに再生可能エネルギー電力を調達できる方法として急速に普及が進んでいる。

⑤ あしよろ銀河ホール 2 1

あしよろ銀河ホール 2 1 は空調需要が大きいことから、暖房用ボイラの脱炭素化を図るべきですが、2021 年度に灯油ボイラに更新したばかりであることから、更新は 2030 年度以降となります。その代わりに、本計画の期間中は、太陽光発電などの自家利用型

再生可能エネルギー電力の導入や省エネルギー対策工事等について検討します。

また、他の施設と同様に、照明のLED化を進めます。

⑥ 動物化石博物館

動物化石博物館の排出量は、建物の大きさからみるとエネルギーの消費量はそれほど大きくありませんが、照明のLED化を進めるほか、太陽光発電設備などを需要量以上の規模で設置できる可能性があることから、対策の具体化について検討します。

⑦ 役場庁舎

役場庁舎は町の最重要施設の1つであり、他の施設以上に脱炭素化に積極的に取り組む必要があります。暖房熱源は、施設完成当初から木質ペレットボイラを導入したことにより、脱炭素化が完了しているため、電気と冷房の脱炭素化が課題となります。照明のLED化やOA機器の運用改善などの取組を早期に推進します。

⑧ 足寄小学校

足寄小学校は、対策の検討に時間を要すると考えられるため、当面は省エネルギーの徹底などソフト面での対策を中心に取り組みます。

ハード面の具体策としては、中学校と同様に、体育館照明のLED化を進めるほか、防災拠点としての機能拡充を兼ね、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立型の電力システムの導入を検討するとともに、熱需要についても再生可能エネルギーへの転換の可能性について検討します。

⑨ 足寄消防署

足寄消防署は、消防総合庁舎及び6箇所の消防団詰所を含めた建物における電気の使用に由来するCO₂排出量の割合が大きいことから、当面は照明のLED化等の対策を進めます。消防・救急自動車も対象となりますが、特殊な用途の自動車であることなどから、特に技術的な対策の動向を注視しながら、導入を検討します。

⑩ 公営住宅

公営住宅は、入居者が日常生活で使用するエネルギーについては事務事業の対象とはしませんが、建設や改修、修繕等のハード面にかかる取組は含みます。公営住宅における対策は、改修等を行う際に、断熱性能の向上等、省エネルギー化を進めるとともに、共用スペースにおける照明のLED化等を検討します。

⑪ 公衆用街路灯

本町には公衆用街路灯が1,400基あまり設置されており、1基当りのエネルギー消費

量は目立たなくとも、全ての街路灯を合わせると大型の公共施設に匹敵する量となります。これまでも従来型の電球からLEDへの転換を進めてきており、温室効果ガスの排出削減効果はかなり大きくなっています。

電球の交換は技術的な課題がほとんどないことから、可能な限り早期に全灯LED化することを検討します。

⑫ 自動車

国内においてはガソリン車の新車販売が2035年までに終了する方針が示されたことから、更新に際しては特別な事情がある場合を除き、電気自動車をはじめとするエコカーの購入を検討します。

8. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

足寄町事務事業編を推進するため、副町長を委員長とする「足寄町地球温暖化対策庁内委員会」を中心として、各施設等における CO₂ 排出量削減の取り組みは、所管する担当課等が中心となって実施します。

そのほか、施設等の運用等における脱炭素化には全ての職員が取り組みます。

① 足寄町地球温暖化対策庁内委員会

副町長を委員長とし、各課長等で構成します。足寄町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

また施設管理の実務者等をメンバーとする作業部会を庁内委員会の下部組織として設置し、具体的対策の検討や部局間の連絡調整を行い、庁内委員会に報告します。

② 足寄町地球温暖化対策庁内委員会事務局

事務局は経済課とし、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、足寄町全域を対象とする足寄町地球温暖化対策推進協議会や関係機関に報告します。

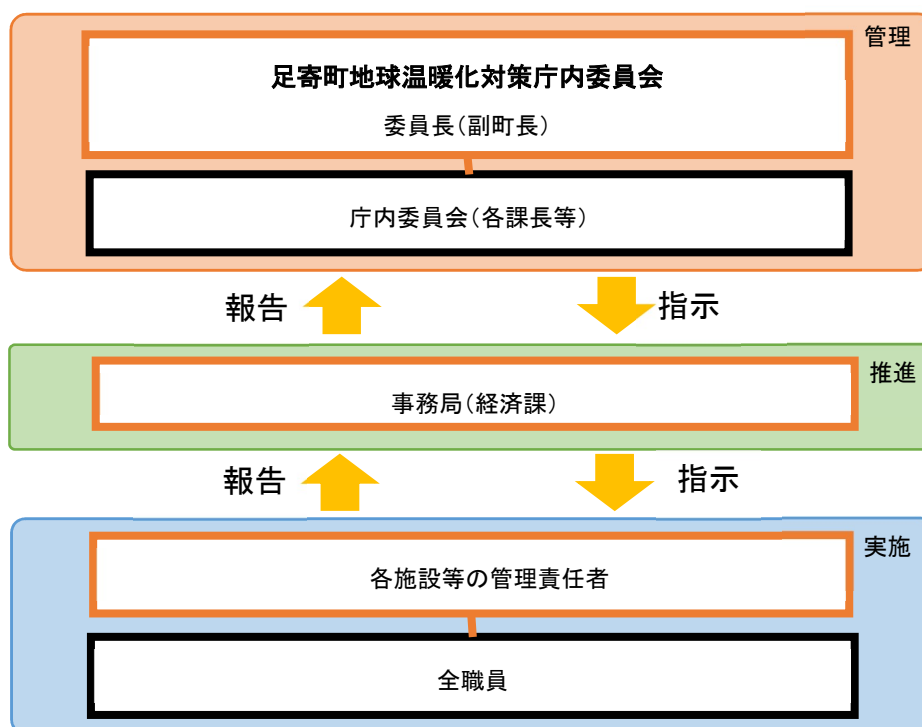


図 8-1 足寄町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、この計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027（令和9）年度にこの計画の改定を行います。

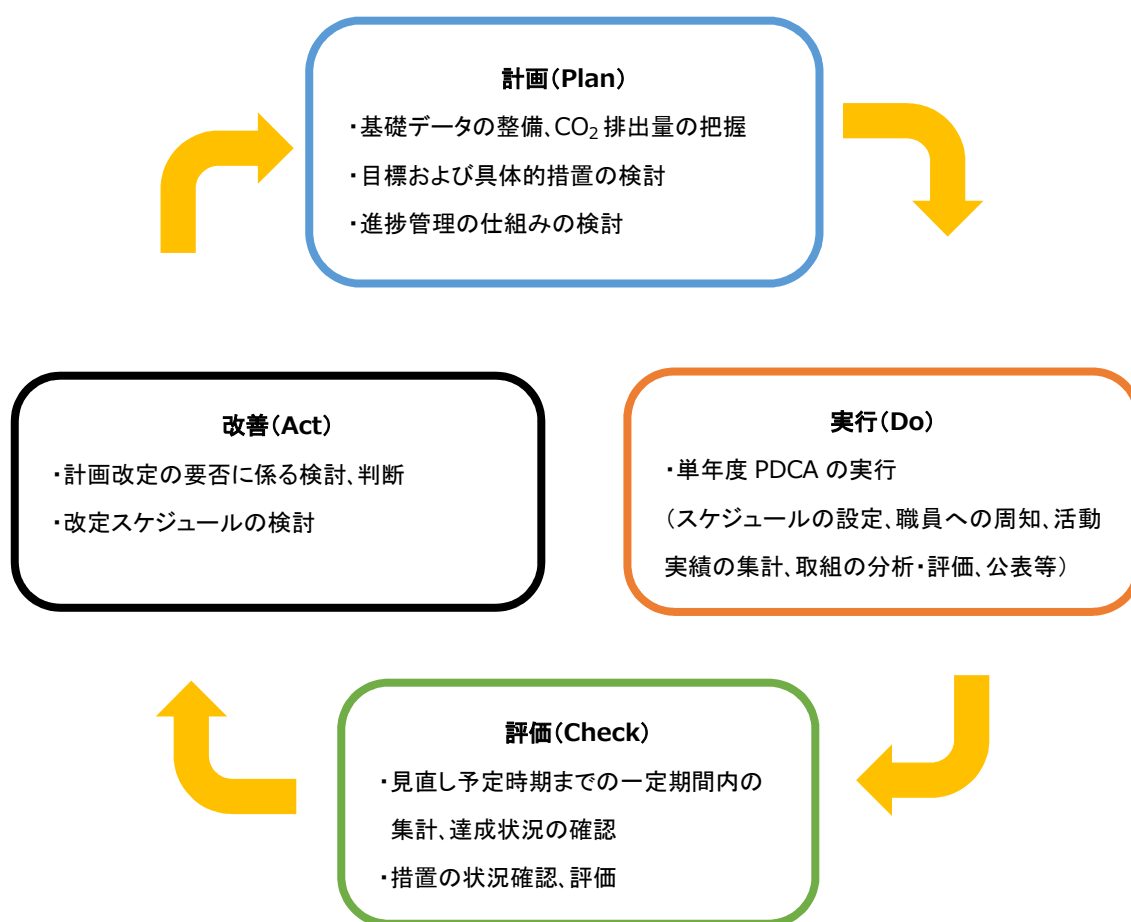


図 8-2 PDCA の各段階における主な取組

(3) 進捗状況の公表

足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、足寄町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

広報 あしよろ



ゼロカーボンシティの実現を目指して 第17回

町有施設からのCO2排出量について

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」には、政府および全ての自治体が温暖化対策に係る実行計画を策定し、この計画に基づいて、毎年1回、取り組みの状況や温室効果ガス総排出量を公表しなければならないことが規定されています。今回はこの規定に基づいて、町が所管している公共施設からのCO2排出量についてお知らせします。

令和4年度に、町が所有する全ての施設や自動車など約200の物件から排出されたCO2の量は、合計で5470トンでした。前年度は5517トンでしたから、これよりも47トン（0.9%）減りました。

CO2排出量の多い施設を順に並べると、国保病院（923トン）、温水プール（851トン）、足寄中学校・給食センター（378トン）などとなっています。上位20件の合計は4635トンで、全施設の85%を占めています。温暖化対策を効果的に進めるためには、CO2排出量の多い町所管施設の脱炭素化に取り組むことが有効と考えられます。

国や北海道は、2050年までにCO2の排出量を実質ゼロに、また2030年までに削減する目標を掲げており、その実現に向けて全ての市町村ができる限り努力することが求められています。

今年も各地で豪雨や猛暑などの気象災害が発生しています。温暖化を防止するのは私たち一人ひとりの行動にかかっているという意識を持って、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを加速させましょう。

役場経済課商工観光・エネルギー担当
☎28-3863

順位	施設名	CO2排出量 (トン)
1	国保病院	923
2	温水プール	851
3	公衆用街路灯	387
4	中学校・給食センター	378
5	特別養護老人ホーム	335
6	銀河ホール	254
7	動物化石博物館	214
8	役場庁舎	198
9	足寄小学校	170
10	町民センター	168

施設ごとのCO2排出量

LINE 公式ページ アカウト Facebook Instagram